

大阪市優良成績評定事業者表彰要綱

制 定 平成 25 年 8 月 13 日

最近改正 令和 2 年 3 月 30 日

(目的)

第 1 条 本要綱は、工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「工事等」という。）において、他の模範となる事業者を表彰することにより、公共工事等の品質の確保及び受注者の技術力、履行能力の向上に寄与することを目的とする。

(表彰対象事業者)

第 2 条 表彰は、本市が発注し、表彰を行う前年度に竣工又は履行を完了した工事等のうち、特に優秀な成績を収めた事業者で、前条の目的により表彰するにふさわしいと認められる事業者に対して行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものにあつては、表彰を行わないものとする。

(1) 前年度の 4 月 1 日から表彰日までの間に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく、停止措置を受けた事業者

(2) 前年度の 4 月 1 日から表彰日までの間に、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく、入札等除外措置を受けた事業者

(3) 前年度に竣工又は履行を完了した本市発注の他の工事等において、成績評定点が次に該当する事業者

ア 工事成績評定点が 65 点未満の場合

イ 建築及び建築設備工事に係る設計業務及び工事監理委託業務に係る業務委託成績評定点が 65 点未満の場合

ウ 土木等関係業務及び用地等関係業務に係る業務委託成績評定点が 60 点未満の場合

(4) その他表彰することが不相当と認められる事業者

(委員会)

第 3 条 表彰対象事業者を選考するため、大阪市優良成績評定事業者表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、第 4 条及び第 5 条の規定に基づき推薦された事業者の中から表彰の可否を審議し、表彰対象事業者を選考する。

3 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長は契約管財局長を、委員は別表第 1 に掲げる職にあるものをもってあてる。

5 委員会の会務を補佐するために、委員会に幹事を置き、別表第 2 に掲げる職にあるものをもってあてる。

6 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

7 委員長が認めるときは、書面審議（決裁）をもって委員会の開催に代えることができる。

8 委員会及び幹事会の事務局を契約管財局契約部に置く。

(工事の推薦手続き)

第4条 大阪市契約規則第2条第1号に規定する局長、水道局長又は区長(以下「局長等」という。)がその所管に係る工事の受注者のうちから表彰候補者を推薦するものとする。

2 前項の規定により、局長等が推薦する事業者は、契約金額1000万円以上の工事において、工事成績評定点が85点以上あり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 施工体制、施工状況又は出来形及び出来ばえが優れており、他の模範として特に表彰するにふさわしいと認められる事業者
- (2) 困難な施工条件への対応、創意工夫又は地域への貢献等において顕著かつ良好な取組みがあり、他の模範として特に表彰するにふさわしいと認められる事業者

(測量・建設コンサルタント等業務の推薦手続き)

第5条 局長等がその所管に係る測量・建設コンサルタント等業務の受注者のうちから表彰候補者を推薦するものとする。

2 前項の規定により、局長等が推薦する事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建築及び建築設備工事に係る設計業務及び工事監理委託業務において、業務委託成績評定点が85点以上あり、かつ、優れた専門技術力や管理技術力、コミュニケーション力等を活用し、他の模範として特に表彰するにふさわしいと認められる事業者
- (2) 土木等関係業務及び用地等関係業務において、業務委託成績評定点が80点以上あり、かつ、優れた専門技術力や管理技術力、コミュニケーション力等を活用し、他の模範として特に表彰するにふさわしいと認められる事業者

(表彰方法)

第6条 表彰は年1回、市長が行う。

(表彰の取り消し)

第7条 表彰後において、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、表彰を取り消すことができる。

- (1) 工事目的物又は成果物に契約上の不適合が判明した場合
- (2) その他表彰を取り消すことが妥当だと本市が判断した場合

附 則

- 1 この要綱は平成25年8月13日から施行する。
- 2 大阪市優良工事等表彰要綱は、平成25年8月13日をもって廃止する。

附 則

この要綱は平成26年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 31 年 4 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

大阪市優良成績評定事業者表彰審査委員会委員

局名	役職
契約管財局	契約部長
環境局	局長
都市整備局	局長
建設局	局長
港湾局	局長
水道局	局長

別表第2（第3条関係）

大阪市優良成績評定事業者表彰審査委員会幹事

局名	役職
契約管財局	契約部制度課長
	契約部契約課長
	契約部委託・物品契約担当課長
	用地部用地課長
環境局	総務部施設管理課長
都市整備局	総務部工事検査担当課長
	市街地整備部審査担当課長
建設局	企画部工事監理担当課長
港湾局	計画整備部工務課長
水道局	総務部管財課長